

公 示 日：2025年12月10日（水）

調達管理番号：25a00711

国 名：エクアドル国

担当部署：ガバナンス・平和構築部 ジェンダー平等・貧困削減推進室

調達件名：エクアドル国ジェンダー視点による女性の起業活動強化

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

（1） 担当業務：ジェンダー視点による女性の起業活動強化

（2） 格付：3号

（3） 業務の種類：専門家業務

（4） 全体期間：2026年2月上旬から2028年1月下旬

（5） 業務人月：10.00

（6） 業務日数：

- ・第1次 準備業務 10日、現地業務 30日、整理業務 5日
- ・第2次 準備業務 10日、現地業務 30日、整理業務 5日
- ・第3次 準備業務 5日、現地業務 30日、整理業務 5日
- ・第4次 準備業務 5日、現地業務 30日、整理業務 5日
- ・第5次 準備業務 5日、現地業務 30日、整理業務 10日
- ・第6次 準備業務 5日、現地業務 30日、整理業務 10日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。

現地業務期間等の具体的条件については、「6. 業務上の特記事項」を参照願います。

2. 業務の背景

Global Entrepreneurship Monitor (GEM) の2020年の報告によるとエクアドルは南米地域において総合起業活動指数 (Total Entrepreneurship Activity: TEA)

が高い国の一つであり、ブラジル、コロンビア、ペルーなどを上回る 36.2% となっている。エクアドルにおいて起業が盛んな背景には、正規雇用の機会が限られており非正規雇用者が多いこと、また正規雇用を含め雇用環境が一般的に不安定なこと、更には被雇用者として十分な収入を得られていないこと等がある。例えば、2012 年から 2022 年までの約 10 年間で労働力人口は 20% 増加しているが、この期間の雇用者数は 7% の増加にとどまっており、雇用機会の減少が見られる他 (INEC, 2023) 労働者の 75.3% はインフォーマルセクターで就労しており、これはラテンアメリカではグアテマラの 79% に次ぐ割合となっている (Statistic Research Department, 2023)。

エクアドルは労働における男女格差が大きく、労働力率は男性が 78.5% に対して、女性は 54.3% に留まっている (INEC 2023)。また、正規雇用についても男性が 35.8% であるのに対し、女性は 23.9% のみであり、女性の多くはインフォーマルセクターで就労している。給与に関しても、正規雇用されている男性と女性では 19% の賃金格差があり (INEC 2021, 2022)、女性はより経済的に困難な状況にある。

エクアドルにおける経済・社会的包摶を促進する政策の策定、実行は人間開発省が担っており、政府は同省を中心に格差および不平等の是正に取り組んでいる。人間開発省は、条件付現金給付を受給する女性の中で起業を希望する者を対象に、同省が実施する起業研修を受講することを条件に起業資金として給付金を 1 年または 2 年分前倒しして支給する事業を実施している。この起業研修は、年間約 5 万 7 千人が受講しており、自己認識、起業に必要なソフトスキル、家計、マーケティング、顧客サービス等を学んだ多くの女性が起業している。しかしながら、多くの女性は家事や労働などにより研修に多くの時間を割くことができないため、研修時間は非常に短く起業に関する知識・技術を十分に取得することは困難である。また、起業および事業を展開する上で、一般的に女性が使える人的ネットワークは男性と比べて限られており、女性起業家の経済活動を推進するためには、有用なネットワークや情報を提供するサービスの提供やアクセスを改善する必要がある。また、配偶者や家族から女性が外出することや労働そのものへの理解を得ることが難しいケースなど現地の女性がジェンダー規範に縛られることも多く、さらに、遠方からの移動時間や育児、家族の世話などのケア労働および家事労働により研修参加や事業継続自体が困難になる女性も多く存在するなど、数多くの障壁がある。

これら女性起業家を取り巻く様々な課題は多層的であることから、地域の状況や社会規範を考慮し、女性の経済的エンパワーメントを推進する環境を整備する必要

性は認識されているが、人間開発省はジェンダー視点をより強化したビジネス推進とその一環としての女性の起業支援に係る十分な知見を有していないことから本案件が要請された。なお、本件の実施においては、女性を含む脆弱層の金融アクセス改善や、既往の資金協力事業である海外投融資「脆弱層金融包摂支援事業」（2025年4月承諾）との連携、さらには新規の資金協力の可能性を検討していく。

3. 期待される成果

人間開発省企業・知識管理局（MOH SEGC）の起業促進活動を改善するための提案が実施されることにより、現金給付の対象となる女性の起業活動が活性化される。

現金給付対象女性のための MDH の起業促進活動を改善する提案が、その採択と実施に向け MDH 内で協議される。

4. 業務の内容

本業務従事者は、人間開発省（MDH）をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、条件付現金給付を受給する女性の多様な課題を踏まえて、女性の起業支援のための女性の経済的エンパワーメントを推進できるような仕組みや体制強化のための指導、助言を行う。またピチンチャ県キト市、コトパクシ県ラタクンガ市、インバ布拉県イバラ市をプロジェクトサイトとする。

本案件における期待される成果、活動内容は、以下のとおり。

（1） 成果

成果 1: 現金給付の対象となる女性が直面する課題と、生活の安定と向上を支援するためのニーズが特定される。

成果 2: MDH の起業・知識管理局（SEGC）の現在の起業促進活動の改善領域が特定され、可能な改善策が提示される。

成果 3: 成果 2 で特定された課題の一部を克服するためのパイロットプロジェクトが計画される。

成果 4: SEGC の起業促進活動を改善するための提案が、パイロットの実施結果に基づいて策定される。

（2） 主な活動

1-1 現金給付の対象となる女性のプロファイリングとセグメンテーションが実施される。

1-2 各女性セグメントの生活状況、生活手段、行動、その他の特性が分析される。

1-3 各女性セグメントの生活の安定化と向上に向けた課題と支援ニーズが特定される。

2-1 現在の起業促進活動の全体的な成果と課題についてのレビューがなされる。

2-2 各女性セグメントの状況とニーズに対して、現在の起業促進活動がどの程度対応しているかを評価するために、セグメントごとのレビューが行われ、課題と改善領域が特定される。

2-3 特定された課題の根本原因が、社会的規範、MDH の SEGC スタッフと委託トレーナーの能力、トレーニングの内容と方法、モニタリングと評価のメカニズムなども含めて、分析される。¹

2-4 特定された課題に対処するための改善策が検討される。

3-1 起業促進活動を改善するためのパイロットの数とスコープが、成果 2 の結果と利用可能な資源と時間を考慮して決定される（例：重視する女性セグメント、改善領域、改善策、パイロットサイトなど）。

3-2 各パイロットの詳細な計画が策定される。²

3-3 パイロットの効果を把握し、問題を特定してエビデンスに基づく PDCA サイクルを強化するためのモニタリングとフィードバックシステムが開発される。

3-4 関係者との調整や資料の準備を含め、パイロットプロジェクトの実施に向けた準備がなされる。

4-1 パイロットが実施される。

4-2 3-3 に基づき、定期的なモニタリングとそれにに基づくオペレーションへのフィードバックが行われる。

4-3 パイロットの成果と改善点が特定される。

4-4 パイロットの結果に基づいて、起業促進活動の改善提案が議論と最終化のために作成される。³

具体的担当事項は次のとおりとする。なお、第 2 次派遣以降の業務については、以下に想定を示すが、より効果・効率的に実施するための時期、方法をプロポーザルにて提案すること。

(1) 第 1 次準備期間 (2026 年 2 月上旬～2 月中旬)

① 既存の JICA 文書、MIES やドナー他により公表されているエクアドルのジェ

¹ P10記載の具体的提案に関連（給付金受給女性のセグメント毎の詳細状況調査の実施方法と、それにに基づいた支援ニーズ特定方法）

² P10記載の具体的提案に関連（C/P 機関の起業促進活動の課題、改善領域特定方法）

³ P11記載の具体的提案に関連（パイロット事業を踏まえて、今後の起業促進活動の普及展開の実施方法）に関連する

ンダー、貧困、及び貧困層への人間開発給付金と受給者への起業支援関連の文書等を参照し、本案件の背景や現状と課題を把握する。

② JICA ガバナンス・平和構築部及びエクアドル事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理し、ワークプラン（和文）（案）を提出し、報告する。

③ JICA ガバナンス・平和構築部より、ワークプラン（和文）（案）の承認を得る。

（2）第1次現地業務期間（2026年2月中旬～2026年3月中旬）

① 現地業務開始時に、JICA エクアドル事務所にワークプラン（和文および西文）、C/P 機関にワークプラン（西文）を提出し、業務計画の承認を得る。

② C/P 機関、その他人間開発給付金事業関連組織やドナー等からの情報収集を通じ、給付金受給者のプロファイリングと置かれている状況とニーズを把握すると共に、C/P 機関が受給者に提供する起業支援の概要と現状を大まかに把握し、受給者の経済的自立に向けた C/P 機関による起業促進活動の課題を整理する。給付金受給者の現状分析においては、第 2 次の現地渡航時の調査の準備として、C/P 機関が本協力で重視したい地域を確認の上（現時点では、ピチンチャ県キト市、コトパクシ県ラタクンガ市、インバ布拉県イバラ市想定）、その地域の受給者のプロファイリングを優先して行う。また、プロファイリングでは、障害の有無や先住民、性的指向・性自認（SOGI）の視点も可能な限り反映する。

③ ②を踏まえ、今後の活動の方向性、及び、次回派遣期間中に実施する給付金受給者のセグメント毎の状況・ニーズの詳細分析、及び起業支援活動の詳細調査と実態把握の方向性につき C/P 機関と協議し、また必要なローカルコンサルタントの傭上に向けた TOR 案を C/P 機関と JICA へ提出する。

④ ③の TOR 案に沿って、ローカルコンサルタント候補について情報収集とともに、調達の方法・時期につき JICA エクアドル事務所と協議し、調達準備を進める。

⑤ C/P 機関と、次回派遣期間の活動計画等について、打合せを行う。

⑥ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（西文）を C/P 機関に提出し、報告する。

⑦ JICA エクアドル事務所に現地業務結果報告書（和文・西文）を提出し、現地業務結果を報告の上、今後の活動計画等について共有する。

（3）第1次整理期間（2026年3月中旬～3月下旬）

第1次派遣の現地業務結果報告書（和文・西文）をJICAガバナンス・平和構築部に提出し、報告する。

（4）第2次準備期間（2026年3月下旬～4月上旬）

- ① 第1次派遣でとりまとめたTOR案を基に、JICAエクアドル事務所が行うローカルコンサルタントの調達を側面支援する。
- ② 第2次派遣時の活動に必要な情報収集やC/P機関との協議を行う。特に、第2次派遣期には、給付金受給女性のセグメント毎の詳細状況調査（活動1-2, 1-3）と、それを踏まえたC/P機関の起業促進活動の成果、課題、課題要因、改善領域特定に向けた分析（活動2-2, 2-3）がなされることが期待されているため、調査のスコープ、方法、項目等につき検討し、C/Pと協議を進める。
- ③ 第2次派遣にかかるワークプラン（和文）を、JICAガバナンス・平和構築部による確認の後に提出する。JICAエクアドル事務所にもデータを送付する。

（5）第2次現地派遣期間（2026年4月中旬～5月中旬）

- ① 現地業務開始時に、JICAエクアドル事務所にワークプラン（和文および西文）、C/P機関にワークプラン（西文）を提出し、業務計画の承認を得る。
- ② ローカルコンサルタント調達を終え、今後の全体業務及び本期の業務内容につきローカルコンサルタントと協議し、共通理解を図る。
- ③ 給付金受給女性のセグメント毎の詳細状況調査（活動1-2, 1-3）と、それを踏まえたC/P機関の起業促進活動の成果、課題、課題要因、改善領域特定に向けた分析（活動2-2, 2-3）を実施する。
- ④ ③につき、派遣期間中の暫定的結果をまとめるとともに、帰国後も本調査・分析が継続される場合には、ローカルコンサルタントのフォロー事項、専門家への報告事項、コミュニケーション法につき協議・取り決める。
- ⑤ C/P機関と、本期派遣業務の結果と、次回派遣期間前と次回派遣期間中の活動計画等について、打合せを行う。本期の成果を踏まえ、次回派遣期間前の活動計画には、活動2-4の特定された課題に対処するための改善策の検討を含むことを想定。
- ⑥ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（西文）をC/P機関に提出し、報告する。
- ⑦ JICAエクアドル事務所に現地業務結果報告書（和文・西文）を提出し、現地

業務結果を報告の上、今後の活動計画等について共有する。

(6) 第2次整理期間（2026年5月下旬から6月上旬）

第2次派遣の現地業務結果報告書（和文・西文）をJICAガバナンス・平和構築部に提出し、報告する。

(7) 第3次準備期間（2026年6月下旬～8月上旬）

① 第2次派遣でC/P機関と合意した活動計画に基づき、遠隔で活動を実施するとともに、第3次派遣時の活動に必要な情報収集、C/P機関との協議を行う。特に第3次派遣前には第2次派遣の成果を踏まえて特定された課題への改善策の検討（活動2-4）がなされ、第3次派遣期にはそれを踏まえた具体的なパイロットの計画・準備（活動3-1から3-4）が進められることを想定しているため、それに向けた情報収集、C/Pとの協議を行う。

② 第3次派遣にかかるワークプラン（和文）を、JICAガバナンス・平和構築部による確認の後に提出する。JICAエクアドル事務所にもデータを送付する。

(8) 第3次現地派遣期間（2026年8月上旬～9月上旬）

① 現地業務開始時に、JICAエクアドル事務所にワークプラン（和文および西文）、C/P機関にワークプラン（西文）を提出し、業務計画の承認を得る。

② 給付金受給女性への起業促進活動を改善するパイロットの詳細計画と準備をする（活動3-1から3-4）。パイロットは複数サイクル実施し、サイクルごとに成果と課題を可視化し、さらなる改善へつなげるエビデンスに基づくPDCAサイクルの確立を後押しできるよう、計画にはモニタリング・フィードバックシステム構築も盛り込む。

③ 専門家帰国後のフォロー事項につき、ローカルコンサルタントと協議し、専門家の現地不在時もパイロット実施に向けた調整・準備が滞りなく行われるようにする。

④ C/P機関と、次回派遣期間前と次回派遣期間中の活動計画等について、打合せを行う。

⑤ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（西文）をC/P機関に提出し、報告する。

⑥ JICAエクアドル事務所に現地業務結果報告書（和文・西文）を提出し、現地

業務結果を報告の上、今後の活動計画等について共有する。

(9) 第3次整理期間（2026年9月中旬～下旬）

第3次派遣の現地業務結果報告書（和文・西文）をJICAガバナンス・平和構築部に提出し、報告する。

(10) 第4次準備期間（2026年10月上旬～中旬）

- ① 第3次派遣でC/P機関と合意した活動計画に基づき、遠隔で活動を実施するとともに、第4次派遣時の活動に必要な情報収集、C/P機関との協議を行う。
- ② 第4次派遣にかかるワークプラン（和文）を、JICAガバナンス・平和構築部による確認の後提出する。JICAエクアドル事務所にもデータを送付する。

(11) 第4次現地派遣期間（2026年10月下旬～11月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICAエクアドル事務所にワークプラン（和文および西文）、C/P機関にワークプラン（西文）を提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 計画されたパイロットを始動させる。
- ③ パイロットのモニタリング・フィードバックも始動させる。
- ④ 専門家帰国後のフォロー事項及びパイロット実施状況の専門家への報告体制等につき、ローカルコンサルタントと協議し、専門家の現地不在時もパイロット実施が円滑になされるよう指導する。
- ⑤ C/P機関と、次回派遣期間前と次回派遣期間中の活動計画等について、打合せを行う。
- ⑥ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（西文）をC/P機関に提出し、報告する。
- ⑦ JICAでエクアドル事務所に現地業務結果報告書（和文・西文）を提出し、現地業務結果を報告の上、今後の活動計画等について共有する。

(12) 第4次整理期間（2026年12月上旬～2026年12月中旬）

第4次派遣の現地業務結果報告書（和文・西文）をJICAガバナンス・平和構築部に提出し、報告する。

(13) 第5次準備期間（2027年1月上旬～5月下旬）

- ① 第4次派遣でC/P機関と合意した活動計画に基づき、遠隔で活動を実施するとともに、第5次派遣時の活動に必要な情報収集、C/P機関との協議を行う。特にここまでパイロット実施状況、成果、課題をレビューし、第5次現地派遣期間に重点的に取り組む事項につき整理の上、必要な情報収集、C/Pとの協議をすすめる。
- ② 第5次派遣にかかるワークプラン（和文）を、JICAガバナンス・平和構築部による確認の後提出する。JICAエクアドル事務所にもデータを送付する。

（14）第5次現地派遣期間（2027年6月中旬～7月中旬）

- ① 現地業務開始時に、JICAエクアドル事務所にワークプラン（和文および西文）、C/P機関にワークプラン（西文）を提出し、業務計画の承認を得る。
- ② パイロット実施上また成果発現にかかる課題を特定し、対応策を検討の上、実施する。
- ③ パイロットのモニタリング・フィードバックにかかる課題を特定し、改善策を検討の上、実施する。
- ④ 専門家帰国後のフォロー事項及びパイロット実施状況の専門家への報告体制等につき、ローカルコンサルタントと協議し、専門家の現地不在時もパイロット実施が円滑になされるよう指導する。
- ⑤ パイロットの成果と改善点のとりまとめと、それに基づく起業促進活動の改善提案と協議を第7次派遣時に行うため、取りまとめの方向性や方法、盛り込まれるべき内容等についても、C/Pと協議を開始する。
- ⑥ C/P機関と、次回派遣期間前と次回派遣期間中の活動計画等について、打合せを行う。
- ⑦ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（西文）をC/P機関に提出し、報告する。
- ⑧ JICAでエクアドル事務所に現地業務結果報告書（和文・西文）を提出し、現地業務結果を報告の上、今後の活動計画等について共有する。

（15）第5次整理期間（2027年7月下旬～8月上旬）

第5次派遣の現地業務結果報告書（和文・西文）をJICAガバナンス・平和構築部に提出し、報告する。

（16）第6次準備期間（2027年8月中旬～11月上旬）

① 第5次派遣でC/P機関と合意した活動計画に基づき、遠隔で活動を実施するとともに、第6次派遣時の活動に必要な情報収集、C/P機関との協議を行う。特に、第6次派遣中には、パイロットの経験を踏まえた起業促進活動改善の提案の作成とC/P内でその採択と実施に向けた協議がなされる必要があるため、そのための準備・調整をすすめる。

② 第6次派遣にかかるワークプラン（和文）を、JICAガバナンス・平和構築部による確認の後提出する。JICAエクアドル事務所にもデータを送付する。

（17）第6次現地派遣期間（2027年11月中旬～12月中旬）

① 現地業務開始時に、JICAエクアドル事務所にワークプラン（和文および西文）、C/P機関にワークプラン（西文）を提出し、業務計画の承認を得る。

② パイロットの成果と課題を分析し、今後の起業促進活動の改善及び改善された起業促進活動の普及展開に向けた提案を検討し、提案書を作成する。

③ ②で作成された提案書がC/P内で協議され、その採択と実施促進をする。

④ JICAエクアドル事務所に現地業務結果報告書（西文）を提出し、現地業務結果を報告する。

（18）第6次整理期間（2027年12月下旬～2028年1月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）をJICAガバナンス・平和構築部に提出し、報告する。

特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	給付金受給女性のセグメント毎の詳細状況調査の実施方法と、それに基づいた支援ニーズ特定方法	活動1-2, 1-3
2	C/P機関の起業促進活動の課題、	活動2-2、2-3

	改善領域特定方法	
3	パイロット事業を踏まえた、今後の起業促進活動の普及展開の実施方法	活動 3-1, 3-2

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	途上国における女性の起業支援（金融包摂を含む）に係る各種業務
対象国及び類似地域	エクアドル及び全途上国
語学の種類	英語（西語ができることが望ましい）

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン	業務開始より1ヶ月以内	JICA ガバナンス	1部	西語	電子データ
		平和構築部	1部	日本語	電子データ
		JICA エクアドル	1部	西語	電子データ
		事務所	1部	日本語	電子データ
		C/P 機関	1部	西語	電子データ
業務進捗報告書	業務開始より1年後	JICA ガバナンス 平和構築部	1部	日本語	電子データ
現地業務結果報告書	業務開始より現地渡航終了ごと（第6次現地渡航を除く）	JICA ガバナンス	1部	西語	電子データ
		平和構築部	1部	日本語	電子データ
		JICA エクアドル	1部	西語	電子データ

	て計 5 回)	事務所	1 部	日本語	電子データ
		C/P 機関	1 部	西語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	JICA ガバナンス 平和構築部	1 部	西語	電子データ
			1 部	西語	CD-ROM
			1 部	日本語	電子データ
			1 部	日本語	CD-ROM
		JICA エクアドル 事務所	1 部	日本語	電子データ
			1 部	西語	電子データ
			1 部	西語	電子データ

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「4. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「1. 担当業務、格付、期間等」の「(6) 業務日数」に記載の数値を上限とします。なお、第一次現地業務は 2026 年 2 月中旬～2026 年 3 月中旬頃を目指とする。また、活動先となる人間開発省（旧 MIES）をはじめ政府官公庁は、1 月から新年度に入りますが、12 月から 1 月にかけて休暇の職員が多いことを考慮し、第二次現地業務以降の現地業務期間をご提案ください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみですが、JICA エクアドル事務所にて現地傭人として契約するローカルコンサルタント 2 名が、現地調査や活動、モニタリングなどを行う予定です。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA ガバナンス・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室から配付しますので、gpgge@jica.go.jp にご連絡ください。
 - ・ JICA エクアドル事務所作成のエクアドル概要資料
 - ・ 案件形成時に収集した国際機関の資料

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル、見積書の提出期限日	2025年12月24日 12時まで
2	評価結果の通知日	2026年1月9日まで

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

9. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。[\(https://partner.jica.go.jp/\)](https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ✧ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>
- ✧ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めています。

10. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等 :	
①業務実施の基本方針	16 点
②業務実施上のバックアップ体制	4 点
(2) 業務従事者の経験能力等 :	
①類似業務の経験	40 点
②対象国・地域での業務経験	8 点
③語学力	16 点
④その他学位、資格等	16 点
	(計 100 点)

11. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の経費については、JICA エクアドル事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・車両関係費（約 140 万円程度）
- ・ワークショップ費（約 240 万円程度）
- ・旅費・交通費（約 260 万円程度）
- ・資料作成費（約 14 万円程度）

* 臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（3）便宜供与内容

- ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派業務開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供：人間開発省内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

12. 特記事項

（1）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（1）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

（2）部分払いの設定⁴

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

⁴ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

1) 2026 年度 (2027 年 2 月頃)

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エクアドル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体

的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

⑦ 途上国における女性の起業支援に関する経験を有することが求められます。また、本案件では、現金給付の対象となる女性への起業支援を想定しているため、類似する状況下にある女性への起業支援に関する知識を有することが望ましいです。

以上